

国土審議会北海道開発分科会

第2回企画調査部会

平成13年11月30日

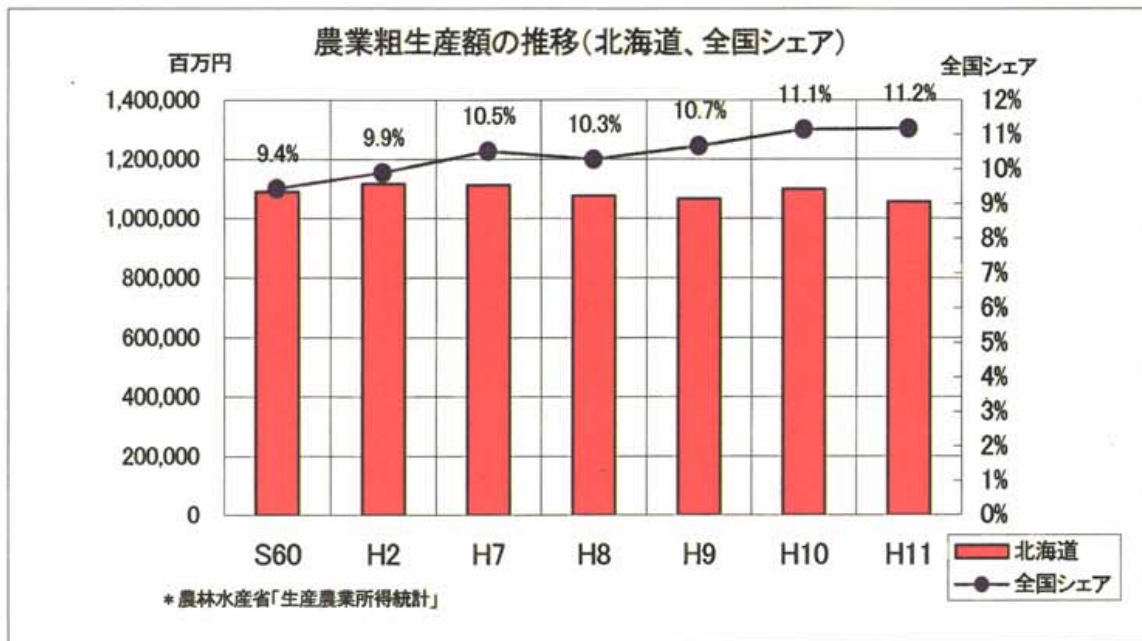
国土交通省北海道局

目 次

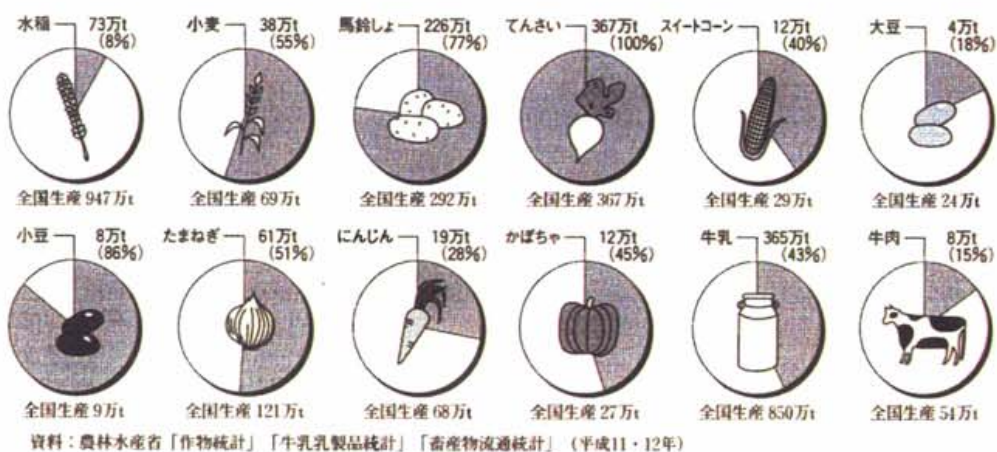
1	北海道農業の特質と政策の基本問題-----	1
2	循環型社会の先駆者をめざす北海道農村-----	6
3	強めたい農業とフードビジネスのきずな-----	14
4	国土の多目的利用空間としての農村-----	24

1. 北海道農業の特質と政策の基本問題

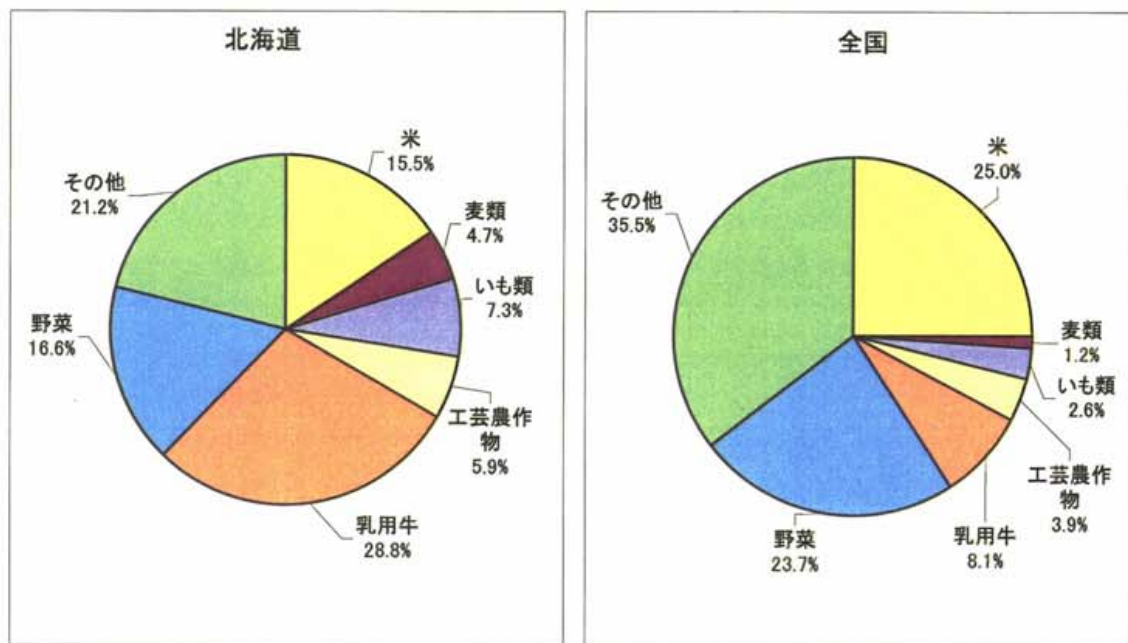
○農業粗生産額はほぼ1兆円台を維持し、全国シェアは約1割で、年々シェアを高めてきている



○ 全国に占める北海道の農畜産物生産量の割合(全国一)

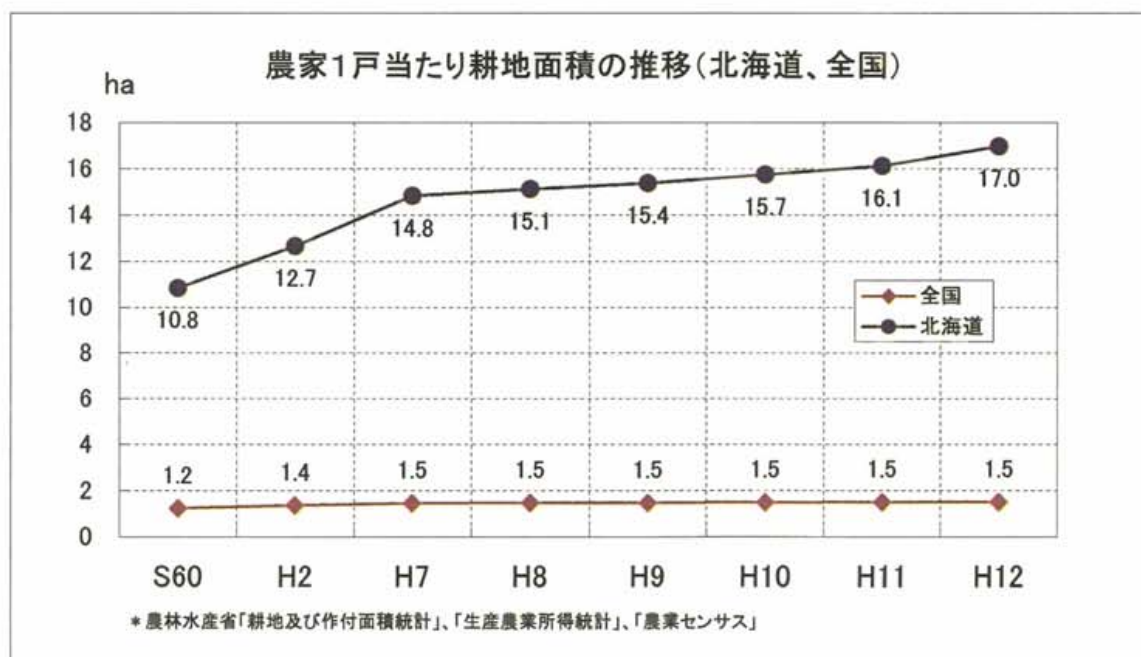


○北海道農業の粗生産額の構成割合は、全国と比べると、米の割合が小さく、乳用牛、麦類、いも類、工芸作物（北海道ではてん菜が主）の割合が大きくなっている。

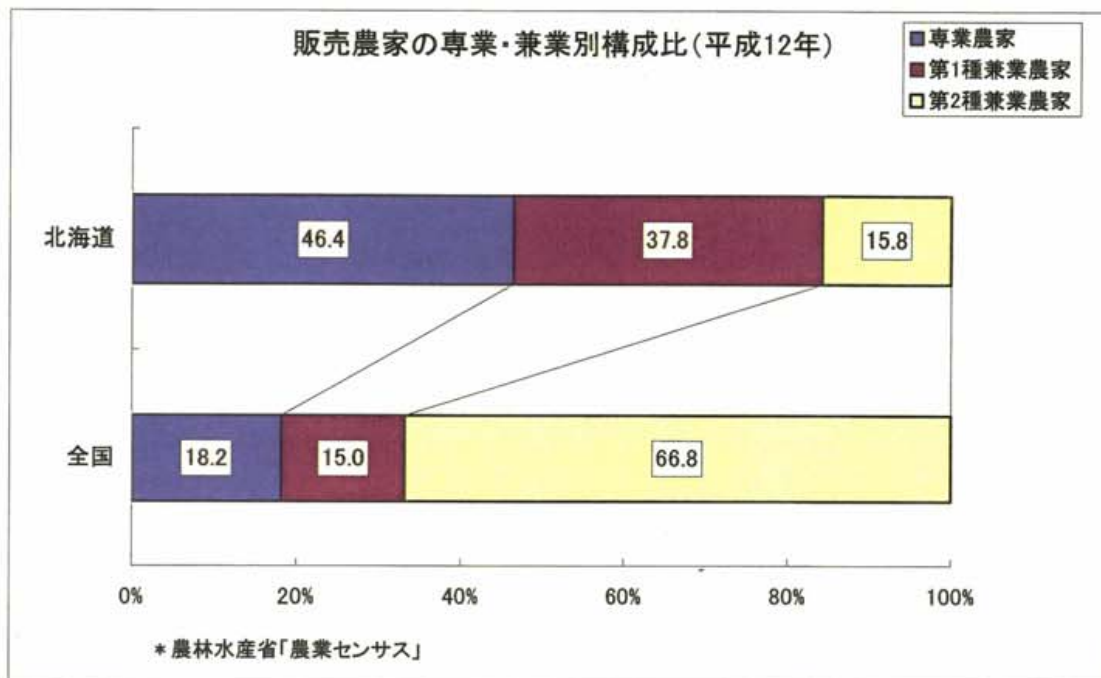


* 農林水産省「生産農業所得統計」

○一戸あたりの経営耕地面積は拡大しており、平成12年で17.0haとなっており、全国の11.3倍となっている。

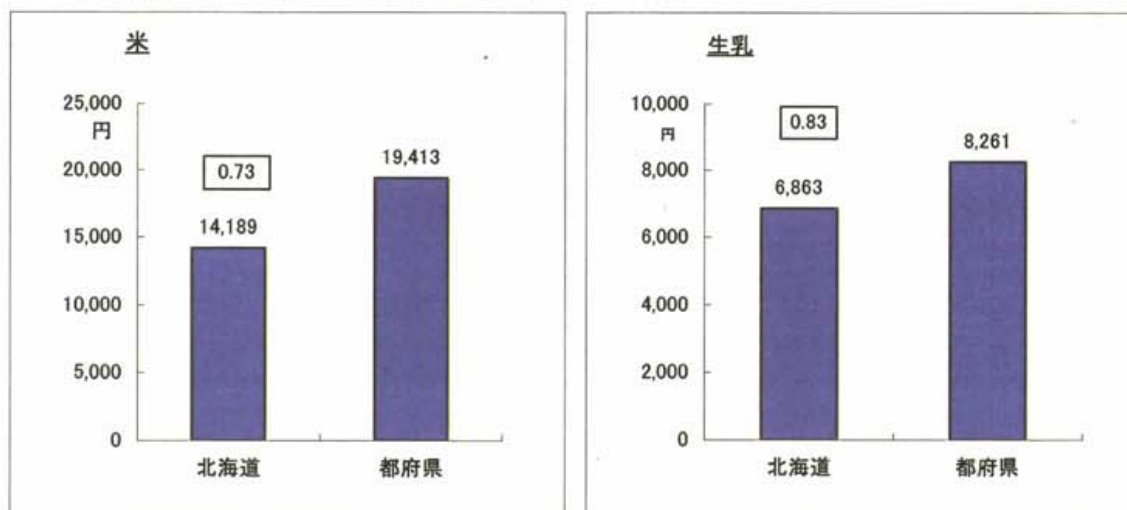


○北海道では、専門的な農業が営まれており、販売農家に占める専業農家数の割合は、全国に比べて、高くなっている。



○北海道では、大規模で専門的な農家を主体に、生産性の高い農業が展開されており、多くの農産物が都府県に比べ7～8割の低コストで生産されている。

●主要農畜産物の全算入生産費の比較(平成11年)

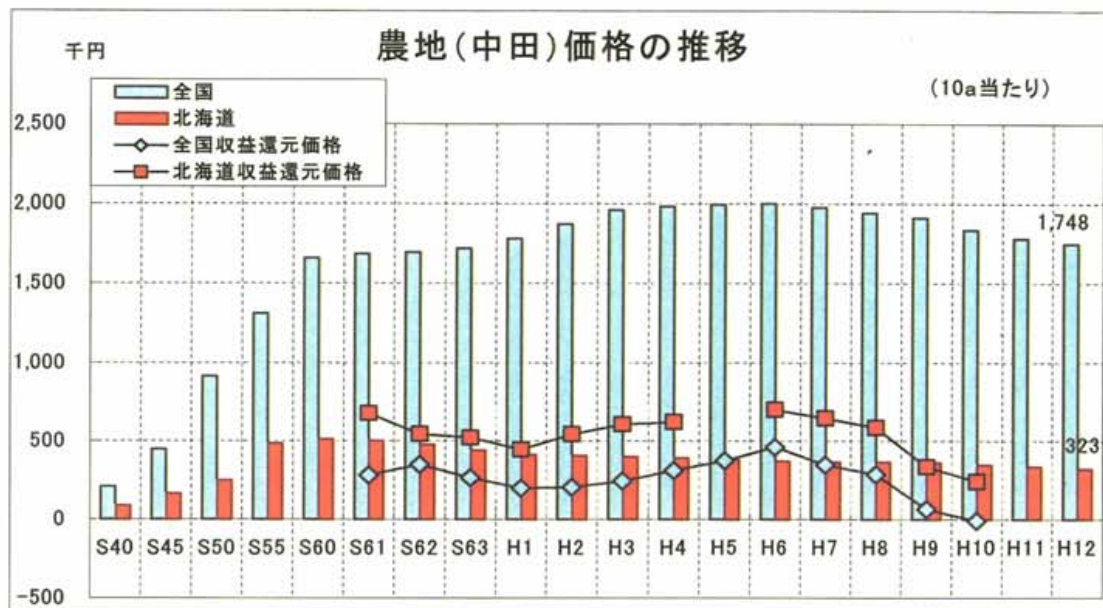


* 農林水産省「農産物生産費統計」、「畜産物生産費統計」

* 米は60kg当たり、生乳は100kg当たりの数値

○全国の農地価格は、平成6年までは概ね上昇傾向で推移していたが、その後減少傾向で推移している。一方、北海道の農地価格は50年代後半をピークに減少傾向で推移しており、全国に比べて、大幅に低い水準となっている。

水田の収益還元価格は、全国では農地価格を大幅に下回って推移しており、北海道について、平成8年までは農地価格を上回って推移していたが、平成9年以降は米価の低迷などにより、農地価格をわずかに下回って推移している。

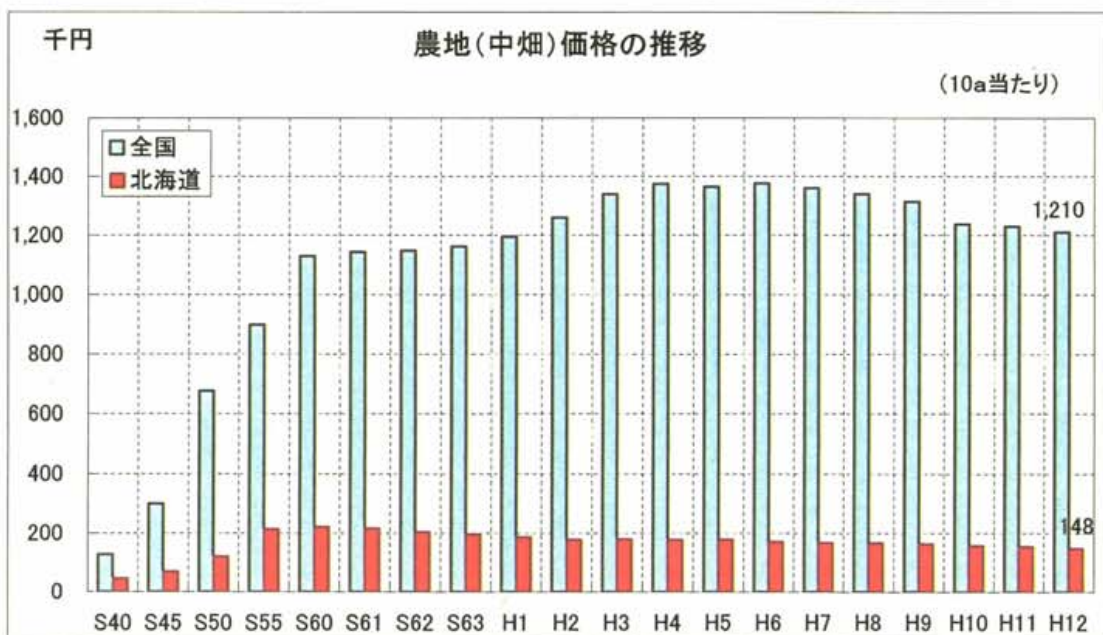


資料：全国農業会議所「田畑売買価格に関する調査結果」、農林水産省「米生産費調査」

※ 収益還元価格とは、

土地純収益＝粗収益－費用合計－資本利子

を0.05で除した値の3カ年移動平均である。



農林水産関係基本政策の最近の動向

(1) 農政

○平成11年7月

食料・農業・農村基本法制定

○平成12年3月

食料・農業・農村基本計画閣議決定

・基本理念

- ・食料の安定供給の確保
- ・多面的機能の適切かつ十分な発揮
- ・農業の持続的な発展
- ・農村の振興

○平成13年6月

土地改良法の改正

・主な改正点

- ・事業実施に当たっての環境との調和への配慮
- ・地域の意向を踏まえた事業計画の策定

(2) 林政

○平成13年7月

森林・林業基本法制定

○平成13年10月

森林・林業基本計画閣議決定

・基本理念

- ・森林の有する多面的機能の発揮
- ・林業の持続的かつ健全な発展

○平成13年7月

森林法の改正

・主な改正点

- ・森林の多面的機能の発揮のための森林整備の推進
(森林区分の見直し、区分に応じた森林施業計画の作成)

(3) 水産政策

○平成13年6月

水産基本法制定

・基本理念

- ・水産資源の持続的利用の確保
- ・水産業の健全な発展

○平成13年6月

漁港法の改正→漁港漁場整備法

・主な改正点

- ・漁港及び漁場の一体的整備（長期計画の一本化）
- ・地方分権の推進（地方公共団体が事業計画を作成）

2 循環型社会の先駆者をめざす北海道農村

環境保全型農業をめぐる動き

○食料・農業・農村基本法での位置づけ

基本法の基本理念の一つである「農業の持続的な発展」のため、食料・農業・農村基本計画の中で「自然循環機能の維持増進」の施策が掲げられている。

この中で、環境と調和のとれた農業生産の確保を図ることが重要であるとし、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排泄物等の有効利用による地力の増進等の施策を講ずることとしている。

○環境保全型農業とは

平成4年6月の新農政プラン（新政策）において新たな目標として登場した。

「農薬や肥料の適正な使用の確保、稲わらや家畜排せつ物等の有効利用による土づくり等によって、農業の自然循環機能の維持増進を図ろうとする農業生産方式であり、有機農業もそのひとつである。」（平成12年度 食料・農業・農村の動向に関する年次報告）とされている。

（参考）低投入持続的農業（LISA:Low Input Sustainable Agriculture）とは

米国において1985年の農業法を契機として取り組まれてきた。「資源の再生産と再利用を可能にし、農薬・化学肥料の投入量を必要最小限に抑えることによって、地域資源と環境を保全しつつ一定の生産力と収益性を確保し、しかも、より安全な食料生産に寄与しようとする農法の体系」とされ、その目標は、

- ・農業生産において、生産性及び収益性を維持すること。
- ・資源及び環境を保全すること
- ・農業者の健康と農産物の安全性を確保すること

とされている。

（「農林業の外部経済効果と環境農業政策」嘉田良平他著より）

○「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成4年10月1日制定 食流第3889号）

（平成13年4月1日改正 総合第1331号）

有機農産物及び特別栽培農産物の表示ルールが本ガイドラインにより定められた。その後有機農産物については、平成11年のJAS法改正により検査認証制度が導入された。

①特別栽培農産物

当該農産物の生産過程等の使用資材に着目した特別な栽培方法により生産された農産物であって、「無農薬栽培農産物」、「無化学肥料栽培農産物」、「減農薬栽培農産物」及び「減化学肥料栽培農産物」をいう。

②無農薬栽培農産物

特別栽培農産物のうち、当該農産物の生産過程等において、農薬を使用しない栽培方法により生産された農産物をいう。

③無化学肥料栽培農産物

特別栽培農産物のうち、当該農産物の生産過程等において、化学肥料を使用しない栽培方法により生産された農産物をいう。

④減農薬栽培農産物

特別栽培農産物のうち、当該農産物の生産過程等における化学合成農薬の使用回数が、当該地域の同作期において当該農産物について慣行的に行われている使用回数のおおむね5割以下（土壌消毒剤、除草剤等を含めた使用回数の合計を比較するものとする。）の栽培方法により生産された農産物をいう。

⑤減化学肥料栽培農産物

特別栽培農産物のうち、当該農産物の生産過程等における化学肥料の使用量が、当該地

域の同作期において当該農産物について慣行的に行われている使用量のおおむね5割以下（化学肥料の窒素成分量を比較するものとする。）の栽培方法により生産された農産物をいう。

○「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」

（平成11年7月28日法律第110号）

持続性の高い農業生産方式を促進するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた農業生産の確保を図り、もって農業の健全な発展に寄与することを目的として制定。

①持続性の高い農業生産方式

土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であって、次に掲げる技術のすべてを用いて行われるものをいう。（第2条）

- 一 たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であって、土壌の性質を改善する効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの
- 二 肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの
- 三 有害動植物の防除に関する技術であって、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの

②エコファーマー

同法第4条に基づく持続性の高い農業生産方式の導入計画の認定を受けた者（平成13年10月末現在全国で4171名）、農業改良資金や税制上の特例が受けられる。

○JAS法の改正（有機食品の検査認証・表示制度が法制化～H13.4.1より実施）

有機農産物及び有機農産物加工食品について日本農林規格を定め、有機JASマークが付されたものでなければ「有機」の表示ができない仕組みを導入。

①有機農産物

「有機農産物の日本農林規格」（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）によりその規格が以下のように定められている。

化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、播種又は植え付け前2年以上（多年生作物にあつては、最初の収穫前3年以上）の間、堆肥等による土づくりを行ったほ場において生産された農産物。

②有機農産物加工食品

「有機農産物加工食品の日本農林規格」（平成12年1月20日農林水産省告示第60号）によりその規格が以下のように定められている。

原材料である有機農産物の持つ特性が製造又は加工の過程において保持されることを旨とし、化学的に合成された食品添加物及び薬剤の使用を避けること基本として製造された加工食品。

食塩及び水の重量を除いた原材料のうち、有機農産物及び有機農産物加工食品以外の原材料の占める割合が5%以下であることが必要。

③有機JASマーク

平成13年4月1日より、有機JASマーク（日本農林規格による格付けの表示）が付されていなければ「有機」の表示はできないこととなった。

有機JASマーク



登録認定機関名

北海道のクリーン農業の取組

○クリーン農業

北海道では平成3年から関係機関・団体が一体となって、『たい肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持増進させ、環境との調和に配慮した、安全・安心、品質の高い農産物の生産を進める農業』いわゆるクリーン農業を推進している。

道立農業試験場等が開発したいわゆる「クリーン農業技術」を導入した基本技術発展型農業から化学肥料や化学農薬を一切使用しない有機農業までを含む幅広い概念。

すなわち、環境保全型農業とほぼ同義である。

○クリーン農産物

道立農業試験場等により開発、改良された農業技術、いわゆる「クリーン農業技術」を導入し、技術導入前に比べて現に化学肥料や化学農薬を削減して生産された農産物

○北のクリーン農産物表示制度

道産農産物の優れた特性を消費者に伝えるため、北海道農業試験場や農業者等が開発した「クリーン農業技術」を導入し、それ以前に比べて化学肥料や化学農薬の使用量を削減して生産された、よりクリーンな農産物を対象として、クリーン農業技術の内容などを表示する制度。

表示を行う農産物は次の全てに適合していることが要件

- (1) 北海道産の農産物であること
- (2) 道立農業試験場等で開発・改良された「クリーン農業技術」を導入し、技術導入前に比べて化学合成農薬及び化学肥料を削減して生産された農産物であること
- (3) 北海道クリーン農業推進協議会の登録を受けた生産集団※の構成員が、統一的な栽培基準に基づき生産した農産物であること
- (4) (1)～(3)の要件を満たす農産物と他の農産物が混合しないよう、分別収穫、保管、出荷される農産物であること

※生産集団の登録要件

- ①市町村、農業協同組合、農業改良普及センター等の指導のもとに、生産集団として栽培基準を作成していること。
- ②生産集団の構成員間で栽培基準の遵守を定めた協定を締結していること。
- ③栽培実績に基づく適正な生産計画が作成されていること。
- ④市町村クリーン農業推進協議会による指導体制が整備されていること。



北海道クリーン農業推進協議会

たい肥を施用して□□□□□□□□□□
発生予察を用いて□□□□□□□□□□

生産集団名：□□□□□□□□□□

代表者名：□□ □□□

連絡先住所：□□□□□□□□□□□□□□

連絡先電話番号：□□□(□□□)□□□□

登録番号：第□□□□□□□□号

協議会ホームページ：http://www.□□□□□□.or.jp